

学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証【①実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証】 Q & A

令和5年2月22日現在

No.	事項	質問	回答
1	総論①	どういう取組が対象となりますか。	<p>(学校における対応のほかに)首長部局において、専門家の活用等により、いじめの相談から解決まで取り組む手法等に対し、モデル事業として開発・実証経費を委託します。開発・実証のイメージとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる相談窓口にとどまらず、首長部局がいじめ解消までを目指す取組であること ・児童福祉担当部局など関係部局・関係機関との連携を行うこと ・いじめに関するアンケートや相談対応において、ICT等を活用するなど、効果的・効率的な手法の検討を行うこと <p>などを想定しています。</p> <p>※それぞれの取組の課題と有用性を分析・検証し、汎用的なモデル化を図りたいと考えています。</p>
2	総論②	先行事例はありますか。	<p>一部の自治体では、首長部局にいじめ対応の専門部署を設置し、いじめの初期段階から、被害者、加害者、保護者に対し、ケースワーカーや弁護士等の専門家が積極的に関与し、メンバーの専門性を生かして早期解決を図る取組があります。</p> <p>また、別の自治体では、法律等の専門的助言が欲しい、学校や親に知られたくないといったニーズを踏まえ、首長部局にいじめ相談専用窓口を設置し、法律、福祉、医療等の観点から対応が必要な方に迅速に対処し、相談者の学校訪問に同行したり、教育委員会へ情報提供するという調整活動を行い、単なる窓口業務に終わらない対応を行っています。</p>
3	総論③	「いじめの相談から解決まで取り組む」とのことですが、「解決」とはどのようなイメージですか。	<p>例えば、相談者の意向が「学校に戻りたい」という場合、相談を受け付けて、教育委員会・学校に連絡をするだけでは不十分と考えています。つないだ後、どのような対応をしたか経過観察を行い、必要に応じ首長部局が教育委員会とも連携して取り組んでいくなどの対応が必要と考えています。</p> <p>なお、解決に向けた取組の具体事例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員を配置し、当事者等から聞き取り調査を行う ・児童相談所や警察など関係機関との調整を行う ・他機関と連携して、被害を受けた児童生徒への支援を行う <p>などが考えられますが、必ずしもこれに拠る必要はありません。</p> <p>首長部局等の対応の結果、いじめ行為がやんでいる状態が一定期間経過し、相談者が心身の苦痛を受けていない状態を目指しています。</p>

No.	事項	質問	回答
4	総論④	予算資料に「ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること」とありますが、具体的にはどのようなイメージですか。	各自治体におけるアンケート調査において、データで収集を行い、エビデンスに基づきデータを集計することが考えられます。 また、一部の自治体では、 ・こどものメンタルヘルスの状況を正確に把握するアプリ ・毎日の健康観察を行い連続性を把握するとともに、援助要請の仕組みも提供するアプリ などを導入している事例があり、そのようなツールの活用をイメージしています。
5	総論⑤	市町村、都道府県、それぞれの取組に期待されることは何ですか。	市町村は(主に小中学校を所管しているため)主に小中学生の対応を想定しており、都道府県は主に高等学校、特別支援学校、私立学校等の生徒への対応を想定しています。
6	総論⑥	(市内全域ではなく)一定の地域を中心とするような取組も対象となりますか。	入口は広く設定していただき、開発実証の中身は焦点化することは構いません。 ※相談体制は全域に整備し、(例えば予防、例えば1つ又は複数の中学校区など)ターゲットを決めて、特定の地域に力を入れて開発実証を行うなど
7	委託対象	首長部局のどの部署がやるのですか。	(各自治体の組織の在り方と思いますが)例えば、こども政策担当部局、児童福祉担当部局、人権擁護担当部局や、(私立であれば)私立学校担当部局などが考えられると思います。また、専門部署を設置する方法もあると思います。主体的に取り組む部局であれば、いずれも委託対象となります。なお、今回教育委員会からの申請は対象外ですが、連携して事業に取り組んでいただくことは問題ありません。
8	委託要件	委託を受ける際の要件などはありますか。	・単なる相談窓口にと留まらず、首長部局がいじめ解消までを目指す取組であること ・児童福祉担当部局など関係部局・関係機関との連携を行うこと ・いじめに関するアンケートや相談対応において、ICT等を活用するなど、効果的・効率的な手法の検討を行うこと などを要件としています。
9	委託対象経費	「①実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証」業務では、どういった経費が対象になりますか。	業務の実施に要する経費(専門家等の人件費、諸謝金、旅費、借損料(システム使用料や事務所賃借料等も含む。)、消耗品費(図書購入費を含む。)、会議費、通信運搬費、雑役務費(印刷製本費を含む。)、消費税相当額、一般管理費、再委託費)等を想定しています。 ※対象外経費(土地代、外国旅費) ※審査の際に積算内容は確認し、不適切と思われる内容には確認や意見する場合もあり得ます

No.	事項	質問	回答
10	専門的助言等を担う民間団体等との連携	本事業で別に業務委託される民間団体等とはどのように連携しますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画作成時や、業務進行中の適時における専門的助言等 ・実証地域内のモニタリング調査における連携等 ・実証結果について、民間団体等の専門的助言を踏まえて、自治体がエビデンスに基づき検証などの場面で連携・協力していただくことを想定しています。
11	審査	審査手続きはどのような流れですか。	<p>提案書を提出いただいた後、いじめ防止対策に専門的知見を有する有識者等で構成する審査委員会で審査を行います。</p> <p>申請期間終了後、30日程度で採択したいと考えています。</p>
12	単価と箇所数	1自治体あたりの委託費と、トータルの自治体数はどれくらいですか。	<p>予算積算上は、1自治体あたり20百万円程度、全体で8自治体程度を想定していますが、20百万円より少額の申請でも構いません。申請状況等によっては、予算の範囲内で対応していくことも考えられます。</p>
13	補助率(自治体負担)	補助率はありますか(自治体負担はありますか)。	<p>本事業は新規調査研究のモデル事業であり、委託費での支出となりますので、補助率はなく、この事業の範囲内では自治体負担は生じません。</p>
14	関係部局・関係機関との連携	連携するのはどのような部局・機関等を想定していますか。	<p>例えば、こども政策担当部局、児童福祉担当部局、人権擁護担当部局、(私立であれば)私立学校担当部局、教育委員会等を想定していますが、事業に取り組むにあたって必要な部署・機関等であれば幅広く連携して構いません。</p>
15	NPO等の連携	NPO等と連携して取組を行うことは可能ですか。	<p>NPOとの連携も可能ですが、本事業では第三者に事業を委託する場合、事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできません。本事業のうち、再委託が事業実施の上で合理的と認められるものは、本事業の一部を再委託することができます。</p>

No.	事項	質問	回答
16	自治体単独の既存事業について①	すでに首長部局が取り組んでいる事業は対象となりますか。 ※例えば、いじめ対策を含むことも政策のワンストップサービスなど	本事業の目的や仕様等を踏まえた新規性や拡充部分が認められる場合、その新規・拡充部分(のみ)への委託を原則とします。 例えば、既存の取組を拡充し、(本事業趣旨を踏まえ)関係機関との連携を増やすとか、解消に向けた体制整備やプロセスを増やすなどの変更がある場合を想定しています。具体の経費としては、 ・ケースワーカーなど相談対応者の人数を増やす、勤務日数・時間数を増やす ・相談用の通信ツールを増やす ・広報用のツールを増やす ・域内の児童生徒にいじめ相談等のアプリを導入する(アプリ利用料の追加) などが考えられます。 なお、既存事業(自治体単独事業)と本事業の経費の切り分けはしっかり整理していただく必要はあります。 ※企画提案いただいた中で順位をつけさせていただき、上の自治体から順番に事業計画等の調整をさせていただくので、詳細はその際にご相談させていただきます
17	自治体単独の既存事業について②	本自治体では、新たに4月1日から首長部局に相談支援体制の構築及び専門職の雇用を開始する見込みですが、それらの経費は本事業の委託契約期間前に使用契約や雇用契約を行う見込みです。本件は全て対象経費にはならないのでしょうか。あるいは、委託契約期間前に結んだ使用契約や雇用契約等であっても、委託契約期間内に係る使用料や人件費の経費については対象となるのでしょうか。	原則として、既存の単独事業の補填となる場合は本事業の対象外ですが、(本事業趣旨を踏まえ)新規や拡充事業と認められる場合は、委託の対象となります。 ご質問については、後者になります。例えば、自治体で4月に雇用契約を結び、本事業の契約日が(仮に)5/1付けとなった場合、5/1以降の給与から本事業の委託費で支給できます。
18	自治体単独の既存事業について③	人件費について、開発・実証提案書には「事業に必要な期間のみの雇用となっているかを確認する」と記載されていますが、既に本自治体でいじめ防止相談員として雇用している職員に当該事業の業務(新規・拡充部分)を行わせる場合、委託費の対象となりますか。	新規・拡充部分が認められる場合は対象となります。
19	自治体単独の既存事業について④	すでに首長部局が取り組んでいる事業については対象とならず、新規・拡充部分(のみ)への委託を原則とするとのことですが、その趣旨をもう少し詳しく教えてください。	今回の新規事業は、子ども家庭庁も4月から、学校外から地域におけるいじめ防止対策に取り組んでいくため、まだそういった取組ができていない自治体(首長部局)に対し、開発・実証事業を行い、その成果を全国展開し、首長部局におけるいじめ防止対策の気運を高めていくことを狙いとした調査研究事業です。ただし、すでに一定の成果をあげておられる自治体も、本事業の趣旨をご理解の上、新規・拡充部分が認められる場合には、委託の対象としたいと考えています。 ※具体には、企画提案いただいた中で順位をつけさせていただき、上の自治体から順番に事業計画等の調整をさせていただくので、詳細はその際にご相談させていただきます。

No.	事項	質問	回答
20	次年度以降の本事業について	令和6年度以降の本事業はどうなりますか。	一般的には、自治体の取組に対する支援は、補助事業となるのが通例です。今般の新規事業は、国として初めての取組であり、まずはモデル地域で開発・実証を行うため、委託費(国費10/10)での予算措置となったところです。令和6年度以降も、多くの自治体で取り組んでいただけるよう検討していきます。
21	その他①	既に他の自治体で実施されている取組を導入しても委託の対象となるでしょうか。	本事業に取り組む自治体において新しい試みであれば、(他自治体の取組と同様であっても)委託の対象となります。
22	その他②	提案書の締め切りが3月22日とされていますが、(提出後に)申請時の経費は変更可能でしょうか。	採択後、契約手続きまでに、採択された自治体との調整が入るため、多少の変更の余地はあります。